たいせつ

北海道看護協会上川南支部ニュース

No.33

発行 令和2年10月31日

発　行
北海道看護協会
上 川 南 支 部

編集責任者
平 岡 康 子

ごあいさつ

新型コロナウイルス感染症禍における支部活動

公益社団法人北海道看護協会上川南支部
支部長　平　岡　康　子

秋冷の候、北海道看護協会上川南支部会員の皆様には、日頃より支部事業の推進にご協力とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

令和２年は、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、私たちは、かつて経験したことのない新たな感染症に向き合い、刻々と変化する状況に対応することが求められています。新型コロナウイルス感染症への対策に、日々奮闘されている会員の皆様に敬意を表します。

上川南支部では、会員の安全面を考慮し、各種研修会を中止いたしました。計画していた事業が運営できない状況のなか、支部役員会では、「今私たちができることは何か」を常に検討してまいりました。地域で保健医療・福祉・介護・教育等に携わる私たちが、感染管理の基本に立ち戻り、その知識を地域に普及していくことも重要な役割と認識いたしました。その結果、日本赤十字看護大学、教授、下間正隆先生にご執筆を依頼し、会員の皆様へ感染対策マニュアルをお届けすることができました。また各職能委員会では会員への情報提供を行う取り組みを検討しております。

今回の支部広報誌「たいせつ」では、看護師の特定行為をテーマに指定研修機関申請までの道のりや実践で活躍されている特定行為研修修了者の方に活動をご紹介いただきました。看護師の役割拡大が図られているなか、対象者に特定行為をタイムリーに実践されることは有益であり、特定行為への期待が高まっております。今回の特集が特定行為への理解への一助となれば幸いです。

今後、秋から冬に向け、新型コロナウイルス感染の地域への影響は予断を許さない状況です。８月末現在、支部会員数3813名、入会率は47.1％です。日本看護協会が目指す「いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護」を展開していく職能団体として、多くの方にご入会いただける支部を目指し、活動の推進をはかっていきたいと考えております。

今後の支部運営に会員の皆さまには、お力添えをいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

特集Ⅰ

看護師の特定行為

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

■制度の趣旨

2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し（平成27年10月1日施行）、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる21区分38行為をいいます。

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html

特定行為研修指定研修機関への道のりと今後の課題

旭川赤十字病院　看護副部長　**脇　田　美穂子**

日本赤十字社（以下本社）は、急性期医療から地域医療まで多岐にわたる役割を担うなかで、地域包括ケアを念頭に置き、患者の入院期間のみならず退院後の在宅療養を支えることができる看護師の育成を目的として、平成30年度から５区分の特定行為研修を開始しました。当初、自施設は本社傘下の協力施設として本社主導型研修に参加する予定でしたが、指定研修機関となると主体的運営が可能となることから申請をすることとしました。指定研修機関は自施設にて修了認定ができるメリットがあります。その他、指定研修機関の要件として研修管理委員会の設置、年次報告の提出などが義務づけられます。道内の指定研修機関は漸増し10機関となりました（令和２年２月）。

特定行為研修は共通科目と区分別科目によって構成され、さまざまな教育機関があります。当院では、共通科目は放送大学のeラーニングを受講します。区分別科目は本社が作成したeラーニングを受講し、両科目の演習・実習は自施設にて行います。赤十字職員の場合、受講費用は放送大学の入学金（集団入学により半額）と授業料を合わせて10万円程度であり、区分別科目は無料です。

表１　指定研修機関となるまでの道のり

平成29年４月	病院幹部会議にて指定研修機関の申請について討議、指導医が手あげした区分「血糖コントロールに係る薬剤投与関連」を選択、受講者の選出
平成29年９月	関係者が特定行為指導者研修を受講し研修に関する認識を統一
平成29年10月	申請書類、研修プログラム、募集要項、各種規程等の書類を作成し北海道厚生局へ提出
平成29年10月	受講者1名放送大学開始
平成29年12月	北海道厚生局実地調査
平成30年２月	指定研修機関の認定
平成30年４月	特定行為研修開始
平成30年10月	「創傷管理関連」の区分追加申請（受講生の受け入れは現在、院内のみ）

表2　特定行為研修受講生の現況（令和２年８月現在）

特定行為区分	状　況
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	２名修了
栄養に係るカテーテル管理(PICC)関連(外部)	１名修了
創傷管理関連	２名受講中
クリティカル分野３行為(外部)	１名受講中

修了者への支援では、定期的な看護部面接、活動環境の整備、電子カルテシステム整備等を行っています。

特定行為は診療の補助行為ですが、看護師としての視点を大切にし、「病気を抱えながら生活している人々」の生活の質を考慮し看護の視点からアプローチしていくことが重要と考えます。今後の課題は、修了者の継続教育、問題発生時の対応、特定行為の評価、特定行為研修をつなげていくことです。

図１　修了者に付与されるバッジ(2cm)

特定行為の実践活動と課題

旭川医科大学病院 ICUナースステーション
集中ケア認定看護師・看護師特定行為研修修了者　上　北　真　理

私は2017年に看護師特定行為研修を受講し、６区分*15行為の特定行為の実施が可能となりました。看護師特定行為研修については、すでに研修を受講していた先輩から話を聞いていたことや、医師の指示を待たなければ実践できないもどかしさを感じていたこともあり、機会があれば受講してみたいと漠然と考えていました。そんな折、副看護部長から研修の受講について声をかけていただいたことを機に、受講について真剣に考えるようになりましたが、一方でミニドクター化してしまうのではないかという懸念が強くなり、受講を迷った時期もありました。ですが、研修修了後の活動について看護部長や副看護部長と相談を重ね、また、研修終了後１年間は、院内の事故防止対策委員会において、自身の活動内容について報告する制度が確立されていたこともあったため、受講を決心することができました。

現在、私はICUにおいて通常業務を行いながら、対象患者の診療科を限定して特定行為を実施していますが、業務の調整や一緒に勤務しているスタッフの協力を得なければならないことが多くあり、活動形態をどうするのかが課題であると考えています。また、研修修了直後は、対象を拡大していくことも課題としていましたが、看護ケアを提供する一連の過程の中で、必要なタイミングにおいて特定行為を実施することが、本来私の望んでいた活動方法であり、対象を増やすのではなく特定行為を実施する看護師が増えるように、後輩を支援していくことが私の課題であると考えています。まだ制度として十分に認識されていない部分もありますが、これからも安全な特定行為の実施と後輩支援を続けていきたいと考えています。

PICC挿入の様子

＊救急・集中ケア分野：6区分

呼吸器（気道確保に係るもの）関連
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
動脈血液ガス分析関連
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
循環動態に係る薬剤投与関連

特集Ⅱ　新型コロナウィルス感染症と向き合って

新型コロナウイルス感染症と向き合って

独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター　看護部長　工　藤　千　恵

２月22日、コロナウィルス陽性患者受け入れ要請があり、６階病棟の結核病床ユニット20床で受けると決定しました。結核病床は陰圧に変更できる５階病棟の一部10床（モデル病床）を廊下の鉄扉を閉じて結核病床ユニットとして整え、結核患者さんには転棟していただきました。

２月26日～５月31日の期間、24名もの陽性判定患者を受け入れ、軽症患者とはいえ酸素投与が必要な方や胸水貯留の方もいて、病状悪化の予測をしながらの看護でした。対応マニュアルは、横浜のクルーズ船の患者受け入れをした国立病院機構の関連病院から流れてきており、食事の提供方法やリネン類をユニットから出すときの手順など即座にICTとともに動くことができました。患者さんの手に触れたものはもちろんのことユニット（汚染区域）内で患者さんに署名していただいた紙１枚も外に出さないように、ユニット内にFAXをおき、ナースステーションや医事窓口へ必要な書類が届くようにしました。入院環境としては、結核ユニットでしたので、病室のほか、浴室、ラウンジもあり、給茶機や洗濯・乾燥機など整ってはいるものの、患者さん自身がユニット外へは出ることができないので、ご希望される飲み物や雑誌、おやつ類を売店で買い物の代行（支払いも後日払いとなるよう売店と交渉）をしました。ユニット内の清掃に委託業者はNoということだったので、日々の清掃も廊下やラウンジ、浴室、部屋の床清掃など病院職員で行うことになり負担もありました。職員自ら感染する可能性に戸惑いもあり、家族と離れるためにホテルに泊まろうかという言葉も聞かれ、実際に病院として宿泊可能となるように某ホテルと契約をしています。

最後に、当院看護職員が外来・病棟ともに未知の感染症であり防護衣を着用したとしても感染リスクがある中、対応をしなければいけない病院の機能をよく理解していただき、不安をもちながらも丁寧に看護を継続していることに感謝いたします。

看護部長（左）と当該病棟師長（右）

新型コロナウイルス感染症と向き合って

市立旭川病院 感染対策課
課長補佐　感染管理認定看護師　桐　　則　行

今回は新型コロナウイルス感染症（以下COVID-19）を「持ち込ませない、広げない」を目標にした当院の取り組みをご報告いたします。

感染症病棟は６床を有し一般病棟とは別棟です。看護師体制は各病棟から数名ずつを集め、日勤２～３名、夜勤２名の２交代制で月単位での交代勤務とし長期間勤務とならない配慮がされています。

COVID-19の入院患者は２月から20名（男性９名、女性11名）、平均年齢46.7才、平均在院日数は13.8日間、疑似症患者を72名受け入れています。報道等では陽性患者数のみで、その３倍以上の疑似症患者が入院し陰性確認まで陽性患者と同じケアを行われていることはあまり知られていないことです。

看護師の苦労としては長袖ガウン着用による発汗とN95マスクによる皮膚の環境悪化です。ガウンは蒸れない素材への工夫、インナーの変更、顔には皮膚保護剤を貼りその苦労には感謝しかありません。

防護具不足では４月に発生し、特にN95マスクは個人名を記載し再滅菌での使用をやむを得ず行いました。長袖ガウンが枯渇したためゴミ袋での手作りガウンを２ケ月間で2000枚を目標に施設全体の協力が得られ１ケ月間で完了し、COVID-19対策は病院全体で行うという一体感が生まれた一場面でもありました。

看護師へのメンタルヘルスのアンケート調査では、家族に感染症病棟での勤務を告げられない、戻った部署での職員の何気ない言葉に傷つくなど、様々な不安結果があり、それらを解消するために、看護部とICNによる勉強会と座談会を定期的に設け不安や問題点の解決の場として役立てています。

また、患者との印象的な場面では、60代夫婦が退院時に「死ななくて良かった、職場には迷惑をかけたけど生きてて良かった」との一言でした。未知の疾患への恐怖だったのだと思います。

最後に、今回はこのような執筆する機会を頂き、看護協会上川南支部平岡会長及び役員の皆様に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症と向き合って

株式会社健康会 あけぼの訪問看護ステーション　所長　佐々木 菊 代

１月から始まった新型コロナウイルス問題。当ステーションは感染予防対策として、マスクとウイルスオフシートの常時装着を２月から行なっています。有料老人ホーム、グループホームを有している組織として感染委員会を中心に新型コロナウイルスに特化したマニュアルの作成と全職員への周知徹底を行い６月現在までは職員、利用者様に感染者は出ていません。

訪問看護としても訪問中は利用者様、ご家族様にもマスク装着をして頂く事、体調不良時や発熱時、感染区域からの来訪がある場合は事前に連絡頂く事を協力頂いています。退院時に札幌からご家族が来訪数日滞在されるケースがあり、ご家族・ケアマネジャーと相談し２週間訪問を控える方向となった方が居ます。休止中も緊急時の対応は行なうとしており、実際、緊急訪問を行ないました（動きすぎて足が痛くなり動けないと連絡あり膝周囲の炎症を認め受診して頂いた）。社用車で地域を回りますが訪問看護師という事で不当な扱いを受けることは無く、利用者様も重大な状況と受け止め一緒に感染予防に取り組んで頂けているところです。他の訪問看護ステーションにおいてもご家族が感染地域から帰省されている方への訪問看護がありガウン、手袋、マスク、シールド着用で訪問していると聞いています。

マスク、手袋に関しては会社として調達できており節約はしつつも問題はないところですが、防護服やシールドはビニール袋やクリアファイルで作成できる事をスタッフに伝え、不測の事態に備えています。私達が媒体者にならない様、訪問時玄関先で手指消毒、全身にアルコール散布をしています。（事業所戻り時や自宅に帰った時も）。体調不良時に休むことを原則としています。

盛夏の時期に感染対策も行い、熱中症のリスクも高まるなか、自身も、自身の家族も、職場も守る為に頑張っています。私たち医療職は、手洗いが当たり前の行動として身についていることに改めて感謝している日々でもあります。

不安は尽きませんが「一人じゃない、チームで仕事をしている」がモチベーションの要となっています。新型コロナウイルス問題は、まだまだ先が見えず、予防対策への意識が薄れていくことは必須と考えます。ここから気を引き締め続けて行く事が出来るかが課題と感じています。

あいえるおー

働き続けられる職場づくり推進委員会

令和２年度、北海道看護協会「働き続けられる職場づくり推進委員会」は、以下の２点を中心に活動しています。

１．働き続けられる職場環境づくりの推進

「看護職の健康と安全に配慮した労働安全衛生ガイドライン～ヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）を目指して～」の啓発

２．看護職の禁煙対策サポート体制の確立

新型コロナウイルスによる感染症との闘いが長期化するなか、例年のように皆様と共に考え、学ぶ機会を設ける事は困難となりました。しかし、大きな不安や負担を抱える現在だからこそ、看護職が安心、安全に働き続けられる環境を整えなければいけないと感じています。看護協会では様々な情報を発信し、看護職を支援しています。自分や共に働く仲間のためにも情報を活用してみませんか。

「ヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）」とは？

コロナ禍の中、医療・介護現場で働く看護職にとって最も大切なことは、皆さん自身の健康と安全を守ることです。日本看護協会は、2018年３月に「看護職の健康と安全に配慮した労働安全衛生ガイドライン～ヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）を目指して～」(以下、ガイドライン)を公表しました。看護職が健康に働き続けられるためには、業務上の危険の理解とその対処、心身共に健康な状態で看護にあたるための健康作りの２つの視点を持つことが必要です。ガイドラインにはヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）づくりのノウハウがまとめられています。また、協会の特設WEBサイトでは、ヘルシーワークプレイスに関するコラムやクイズなども紹介されています。皆様、ぜひご覧いただき、ご活用ください。

●**看護職の健康と安全に配慮した労働安全衛生ガイドライン**
https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/guideline/rodoanzeneisei.pdf
●**ヘルシーワークプレイス特設WEBサイト**
https://www.nurse.or.jp/nursing/shuroanzen/healthy_work_place/index.html

ハラスメント対策の強化が必要です！

2020年６月１日から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられ強化されました。職場内でのハラスメントは誰もが当事者になり得る問題です。一人ひとりが、ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、他者に対する言動や行為に注意を払うなど、パワーハラスメントがない職場づくりに参画することが求められています。ハラスメントは未然に防止することが重要であり、実際に起こってしまった場合に早期に対応できる体制を整えておくことが対策の基本です。具体的な内容については、厚生労働省より示されています。詳細につきましては、厚生労働省や看護協会のホームページで公開されているリーフレット等をご確認ください。

●**看護職の労働安全衛生**　https://www.nurse.or.jp/nursing/shuroanzen/safety/index.html
●**厚生労働省リーフレット**　https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf

私たちのメンタルヘルスケア

メンタルヘルスについて、看護職はハイリスクグループといわれていますが、現場ではまだまだ十分なケアができていないのが実情です。仕事内容による緊張感、チーム医療に関すること、労働環境に関すること、患者・家族との関係に関することなど様々なストレッサーが指摘されています。特に、新型コロナウイルス感染症に対しては、物資の不足等もあり、自らも感染するのではないかといった不安や緊張、さらには周囲からの差別や偏見を受けるなど、看護者を取り巻く環境は厳しい現状がありました。心の健康づくりは、一人一人が自分自身のストレスに気付きこれに対処する、セルフケアの必要性を認識することが重要です。

しかし、職場に存在するストレス要因は、個人の力だけでは取り除くことができないこともあり、事業者によるメンタルヘルスケアの積極的推進が重要となります。正しい知識、情報をもとに対策を講じること、また一人で思いを抱えるのではなく誰かと話すだけでも楽になることもあります。笑顔で働き続けるためにもこころの声に耳を傾けてみませんか。看護協会のホームページでは、看護職への応援メッセージやメンタルヘルスに関する相談窓口など明日に繋がる情報が紹介されています。ぜひ一度、ご覧下さい。

●**新型コロナウイルス感染症対応に従事されている方のこころの健康を維持するために**
（日本赤十字社）http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330_006139.html

●**新型コロナウイルス感染に関するメンタルヘルスの情報（日本専門看護師協議会）**
http://jpncns.org/covid-19/idx01.html

●**「#Nursing Nowいま私にできること」キャンペーン（日本看護協会）**
https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/nursing_now/campaign.html

なくそう！望まない受動喫煙

2020年４月１日、健康増進法の一部を改正する法律が全面施行となり、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わりました。喫煙は新型コロナウイルス肺炎重症化の最大のリスクとも言われています。緊急事態宣言後、ストレスのため喫煙量が増えたり、再喫煙した方もいるかも知れません。ですが、喫煙はあなた自身の健康だけでなく、受動喫煙により、大切な人の健康を害することにもなります。2020年度より、禁煙外来は、オンライン診療が認められました。世界保健機関（WHO）もCOVID-19対策として「禁煙すること」を推奨しています。今こそ、禁煙のチャンスです。

お知らせ

★北海道看護協会上川南支部大会

日時／令和３年２月13日(土)13:30～予定

＊新型コロナウイルス感染状況によって変更の可能性もあることをご了承ください。

令和2年度 受賞おめでとうございます

◆叙勲（瑞宝単光章）　尾形千悦様
◆北海道社会貢献賞　一條明美様

看護協会入会ご案内

看護協会は全ての看護職の声を代表する専門職団体です。看護職の労働条件の改善や社会的地位の確立など行政に要望していくためにも、より多くの会員の力が必要です。未加入の皆さんの入会をお待ちしております。

＜連絡先＞
〒003-0027 札幌市白石区本通17丁目北3番24号
公益社団法人 北海道看護協会
電話011-863-6731㈹ FAX011-863-3204

上川南支部会員数推移

	保健師	助産師	看護師	准看護師
H28	87	157	3,257	188
H29	80	144	3,207	175
H30	84	151	3,219	180
R1	76	148	3,345	179
R2	77	148	3,417	171

（R２年８月23日付）

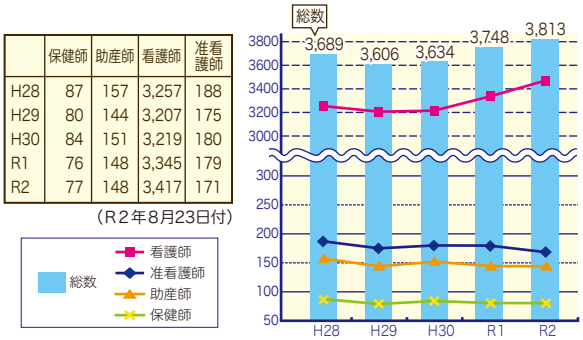

編集後記

今年は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、多くの支部活動が中止となるなか、「たいせつ」と「ILOだより」を同時発行いたしました。例年の特集ページと新型コロナ感染症看護の実際、対応策などについての特集とさせていただきました。お忙しいなか執筆にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。北海道看護協会と上川南支部の活動をより多くの方に知っていただき、興味・関心をもっていただけますと幸いです。今後とも上川南支部の活動にご指導・ご協力をお願い申し上げます。

広報委員

橋本　純子　　高橋　糸子
古川　綾希　　土山奈津江
安達　　忍　　水野　　香

働き続けられる職場づくり推進委員

塩谷今日子　　石井　珠美
阿部　美紀　　山森　優子
安達　　忍　　庄司　一恵

医療⇔感謝

コロナ禍に某病院で配られたお饅頭です。「感謝」の文字が向きを変えると「医療」になります。医療者への感謝が込められ、癒やされますね。